

みずほ教育福祉財団

第10回（平成24年度）

「配食用小型電気自動車寄贈事業」応募要領

助成の趣旨

高齢化が進む中、地域で住民の方々が主体的に行う福祉活動はますます重要性を増していますが、とりわけお年寄りへの配食サービス活動は声掛けを通じた友愛活動も兼ねており、極めて意義深いものといえます。

(財)みずほ教育福祉財団ではこの高齢者向け配食サービス活動を支援するため、みずほフィナンシャルグループ役員からの特別寄附金を原資に、高齢者向け配食サービスを行っているボランティアグループ(以下活動グループという)に対して、配食用小型電気自動車(通称みずほ号)の寄贈を行っています。

応募要項

1. **主催** 財団法人 みずほ教育福祉財団

2. **後援** *社会福祉法人 全国社会福祉協議会
*全国老人給食協会の

3. 助成内容・金額

配食用小型電気自動車を寄贈

・・・1グループ1台、10グループ程度の見込み(自動車仕様等は別紙ご参照)

1台の総額110万円を限度とする

・・・車両登録費、ロゴ記載費、荷台改造費を含む。寄贈の車両には「みずほ号」・「寄贈(財)みずほ教育福祉財団」・「活動グループ名」が表示されます。

4. 助成対象

以下の条件を満たすもの。

原則週1回以上の配食活動を行っているボランティアグループ

・・・NPO等非営利団体・法人を含むが、行政等から給配食事業の委託を受けているもの、および社会福祉協議会は対象としない。

*都道府県・政令指定都市の社会福祉協議会または各管内の市区町村社会福祉協議会の推薦を受けたもの。

*全国老人給食協会の会員で、同協会の推薦を受けたもの。

5. 応募方法

所定の申請書に必要事項を記入の上、都道府県・政令指定都市社会福祉協議会、各管内の市区町村社会福祉協議会、全国老人給食協会のいずれかの推薦を受ける。

推薦団体(都道府県・政令指定都市社会福祉協議会、各管内の市区町村社会福祉協議会、全国老人給食協会)経由当財団へ、又は直接当財団へ締切日までに申請書類一式を送付する。

6. 応募締切り

平成24年6月29日(金)(財団必着)

7. 申込書送付先

〒100-0011 東京都千代田区内幸町1-1-5 みずほ銀行本店内

(財)みずほ教育福祉財団 福祉事業部長 はとりみつあき 羽鳥光秋

Tel: 03-3596-4532 Fax: 03-3596-3574 E-mail: FJP36105@nifty.com

8. 助成決定と通知

平成24年7月開催予定のみずほ教育福祉財団選考委員会にて決定し、8月上旬に寄贈先活動グループへ書面にて通知。

9. 寄贈車両の贈呈

平成24年10月以降、各活動グループの拠点にて贈呈式開催を予定。

10. 問い合わせ、申請用紙請求先

都道府県・政令指定都市社会福祉協議会または各管内の市区町村の社会福祉協議会

全国老人給食協会 事務局 Tel: 03-5426-2547、Fax: 03-5426-2548、E-mail: info@mow.jp

みずほ教育福祉財団 (Tel: 03-3596-4532 Fax: 03-3596-3574 福祉事業部長 羽鳥光秋)

応募要領・申請書は、ホームページ(<http://www.mizuho-ewf.or.jp>)から、ダウンロード(PDF形式)できます。(平成24年2月末頃より)ただし、申請書はすべて手書きで記入してください。

以上

財団法人みずほ教育福祉財団は、旧第一勧業銀行の発足を記念し、初等中等教育・社会福祉の発展に寄与することを目的として、昭和47年3月に設立されました。

みずほフィナンシャルグループの発足に伴い、平成14年8月に現在の名称に変更いたしました。

【個人情報保護に関する事項】

- 当財団がこのプログラム「配食用小型電気自動車寄贈事業」の助成に関して取得する個人情報は、選考作業や助成可否の通知など、本申請に関する業務に必要な範囲に限定して取扱います。
- 当財団は本件助成が決定した場合、決定者に関する情報を一般公開いたしません。
- 個人情報に関する窓口は次の通りです。

(個人情報担当) 財団法人みずほ教育福祉財団 事務局 (電話) 03-3596-4531